

1 趣 旨

年未年始は荷動きが激しく、夜間作業や荷役作業を急ぐあまり、不安全な状態で作業が進められ、また、大掃除、操業の停止とそれに続く再開等の普段と異なる非定常作業が加わることや、降雪、凍結等の自然要因が重なって、労働災害が発生する危険性が高くなる時期です。同時に、働く者一人ひとりが心新たに自らの健康や生活習慣を見直すとともに日常の安全衛生活動を総点検する機会でもあり、各事業場、職場では、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底等に努めることが普段にも増して重要となります。

このため、当協会では、年未年始における労働災害の絶滅を図るため、従来から「年未年始港湾無災害強調期間」を設け、労働災害防止運動を展開しているところです。

労働災害による死傷者数は、港湾においては休業4日以上災害が平成25年は151件にまで減少しましたが、平成26年は158件に増加し、死亡災害は平成26年に過去最少の2件となったものの、平成27年は上半期で既に4件発生しており、安全意識を高めるための活動の促進が求められています。

港湾の現場には、高所作業や荷役機械、混在・近接作業等による危険はもとより、メンタルヘルス、腰痛、職場で取り扱われる化学物質や酸素欠乏危険場所等の有害環境などの多くの課題があり、職場の安全と労働者の健康を確保していくためには、安全衛生意識、危険感受性及び現場力を高め、特に経営トップは、強い決意のもと自らが先頭に立ち、安全衛生活動について総点検を行い、安全衛生管理体制を見直し、安全衛生教育の徹底をすることが必要です。

そこで、本年度の強調期間においては、一年を安全に締めくくり、災害のない明るい新年を迎えるために、次のとおり重点目標及び重点実施項目を定めて、活発な労働災害防止活動を推進することとします。

2 重点目標

- (1) 死亡災害の撲滅
- (2) 荷役作業における墜落・転落、転倒、飛来・落下災害、荷役機械に起因する、挟まれ・巻き込まれ、激突され災害及び交通労働災害の防止
- (3) 混在・近接及び単独作業における安全の確保

3 重点実施項目

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明及び安全衛生パトロールの実施
- (2) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入の推進及びリスクアセスメントの実施・定着
- (3) 用具、機械、設備等及び作業手順の点検、整備
- (4) クレーン、フォークリフト等荷役運搬機械等の運転に際しての安全確認
- (5) 混在・近接作業における元請等による連絡調整や的確な作業指揮の実施等による安全の確保(特に、車両系荷役機械による接触災害防止)
- (6) 夜間の荷役作業における照明の確保等作業環境管理
- (7) 危険予知訓練及び指差呼称
- (8) 睡眠、飲酒等の生活リズムに関する健康指導
- (9) 安全衛生旗、年未年始港湾無災害強調期間用ポスター、のぼり等の掲揚等

4 スローガン 『「たぶん」「だろう」に 危険がひそむ しっかり点検 年未年始』

5 期 間 平成27年12月16日から平成28年1月15日まで

- 6 主 唱 者 港湾貨物運送事業労働災害防止協会
- 7 実 施 会員事業場
- 8 後 援 厚生労働省 国土交通省
- 9 協 賛 一般社団法人日本港運協会 一般社団法人日本倉庫協会
- 10 賛 助 賛助会員港湾管理者 一般社団法人日本船主協会 外国船舶協会
- 11 実施事項

(1) 協会本部

- ① 強調期間実施要領を配布し、その趣旨の徹底を図る。
- ② 強調期間用ポスター、のぼり等を頒布する。
- ③ 強調期間中の運動を推進するため関係機関、諸団体等に協力を要請する。

(2) 総支部及び支部

- ① 強調期間実施要領を会員事業場に周知する。
- ② 安全衛生委員会、協議会等を開催し、最近の労働災害の特徴を踏まえた労働災害防止に関する問題点及びその対策について検討を行う。
- ③ 混在・近接作業における安全の確保、特に車両系荷役機械の接触事故防止対策の推進について周知及び指導を行う。
- ④ リスクアセスメントの実施及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入の促進を図る。
- ⑤ 関係機関、諸団体等の参加を得たパトロール等を実施し、設備、作業の安全化の検討や現場に対する安全指導を行う。
- ⑥ 危険予知訓練及び指差呼称の推進を図る。
- ⑦ 会員事業場に、強調期間中、安全衛生旗、強調期間用ポスター、のぼり、懸垂幕等を掲げるよう指導、援助する。

(3) 会員事業場の実施事項

- ① 経営トップにより、年頭等に「安全第一」の決意表明を行う。
- ② 経営首脳による安全衛生パトロール等を行う。
- ③ 強調期間中、事業場・作業場に安全衛生旗、強調期間用ポスター、のぼり、懸垂幕等を掲げ、全従業員に対し安全衛生意識の高揚を図る。
- ④ 作業開始前ミーティングを実施し、安全点検を踏まえて、安全ポイントを指差唱和する。
- ⑤ 次の事項を重点とし、非定常作業も含め、リスクアセスメントの実施による作業環境の改善や安全衛生の「見える化」など、創意工夫した活動を推進する。
 - イ 揚貨装置、クレーン等（特にワイヤー、スリング）その他の機械設備の検査及び作業開始前点検の実施及び作業手順の遵守
 - ロ クレーン、フォークリフトその他の荷役運搬機械の運転に際しての安全確認の徹底
 - ハ 挟まれ・巻き込まれ災害、墜落・転落災害、転倒災害及び飛来・落下災害の防止のための危険箇所のチェックの徹底
 - ニ 墜落・転落災害防止用の柵や囲いの設置、安全帯の使用及び海際の作業における救命胴衣の着用の徹底
 - ホ 清掃、手直し、修理等の非定常作業の作業手順の作成及び徹底
 - ヘ 混在作業における労働災害防止のための連絡調整、的確な作業指揮等安全管理の徹底、特に車両系荷役機械の接触防止対策の徹底
 - ト 夜間荷役作業等における照明の確保等作業環境管理の徹底

チ 交通ルールの遵守等交通労働災害防止対策の徹底

リ 石綿使用箇所の点検及び石綿取扱い作業者の健康管理対策の実施

- ⑥ 職場の整理・整頓・清掃・清潔（４Ｓ）を徹底する。
- ⑦ 玉掛け作業、フォークリフト運転作業等就業制限業務及び作業主任者(沿岸荷役主任者を含む)を選任すべき業務における有資格者を充足する。
- ⑧ 危険予知活動を推進し、指差呼称を実践する。
- ⑨ 災害事例、ヒヤリハットの分析・検討を行い、具体的な防止対策を樹立し、実施する。
- ⑩ 火気の点検、確認等火気管理を徹底する。
- ⑪ ストレスチェック制度の実施を含むメンタルヘルス対策、過重労働対策及び腰痛予防・転倒防止対策を推進する。
- ⑫ 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導を実施するとともに、インフルエンザ等感染予防対策を徹底する。

